

確定申告はお早めに！

平成24年度分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、2月18日(月)から3月15日(金)までです。
★本庄税務署 (☎2111 : 自動音声案内)

給与所得者の確定申告

確定申告が必要な人

給与所得者は年末調整により所得税が精算されるため、確定申告は不要ですが、次の計算において残額があり、さらに次の①～⑥のいずれかに該当する人は、所得税の確定申告が必要になります。

《計算式》

各種所得の合計額（譲渡所得や山林所得を含む）から、所得控除を差し引いて、「課税される所得金額」を算出します。



「課税される所得金額」に税率を乗じて、「所得税額」を算出します。



「所得税額」から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を差し引きます。

- ①給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ②給与を1か所から受けていて、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）の合計額が20万円を超える人
- ③給与を2か所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）との合計額が20万円を超える人
- ④同族会社の役員やその親族の人などで、その同族会社から給与のほか、貸付金の利子、店舗・工場などの土地・建物の賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた人
- ⑤給与について、災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた人
- ⑥在日の外国公館に勤務する人や家事使用人などで、給与の支払を受ける際に所得税を源泉徴収されないこととなっている人

確定申告をすれば所得税が戻る人

給与所得者で確定申告の必要がない人でも、次の①～③のいずれかに当てはまれば、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告（還付申告）により税金が還付されます。

- ①災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合
※東日本大震災により被害を受けた人については、雑損控除等の税制上の措置がありますので、最寄りの税務署にお尋ねください。
- ②病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
- ③家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受ける場合

パソコンで申告書を作成！「確定申告書等作成コーナー」

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

※詳しくは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）をご覧ください。

所得税・贈与税の確定申告はe-Taxをご利用ください

◎国税庁ホームページから電子申告

自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、e-Taxで送信できます。

◎最高3,000円の税額控除

平成24年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高3,000円の控除（ただし、平成23年分以前に同控除の適用を受けている人を除く。）が受けられます。

◎添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。（法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。）

◎24時間いつでも利用可能で還付がスピーディー

所得税の確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能です。また、e-Taxで申告された還付申告は早期処理され、通常の還付申告よりも早く税金が還付されます。

公的年金等を受給している人へ

平成23年分以後の各年分において公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

この場合であっても所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。
※所得税の確定申告が必要ない場合でも、市民税・県民税の申告が必要な場合があります。詳しくは、市課税課へお問い合わせください。



消費税・地方消費税（個人事業者）の確定申告

平成24年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告は、4月1日(月)が申告・納付の期限です。

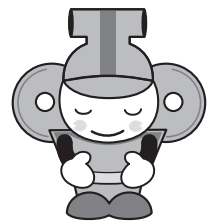
◎平成24年分において消費税及び地方消費税の確定申告が必要な人

- ・平成22年分の課税売上高が1,000万円を超える事業者
 - ・平成22年分の課税売上高が1,000万円以下の事業者で、平成23年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者
- ※事業の用に供していた建物や機械などの譲渡収入も、消費税の課税売上高に含まれます。

◎納付期限と振替納税日

- ・納期限 4月1日(月)
- ・振替日 4月24日(水)

※納税には、便利で確実な振替納税をご利用ください。



地域の安全・安心に関する協定を締結

12月20日、本庄市、上里町、本庄警察署は、埼玉県電気工事工業組合と「地域の安全・安心に関する協定」を締結しました。

この協定は、防犯や交通安全活動を通じて、4者が連携し情報交換等を密にすることで、安全で安心して暮らせる地域づくりを目的としています。



平成24年市議会 第4回定例会

11月29日から12月21日までの23日間の日程で開催され、継続審査とされた平成23年度決算認定関係議案9件、市長提出議案30件、議員提出議案2件の計41議案が審議され、全ての議案が原案とおり認定・承認・同意・可決されました。

市長提出議案の主な内容は、共和保育所を民営化することに伴う「本庄市保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、歳入歳出4億8、444万7千円を追加し、総額250億9、360万3千円とする「平成24年度本庄市一般会計補正予算（第4号）」など30件です。

議員提出議案の主な内容は、米軍による女性暴行事件等に関する意見書など2件です。

教育委員会委員に

境野玲子氏

人事案件で、教育委員会委員の境野玲子氏が任期満了となるため、再度任命することについて同意が得られました。



境野 玲子 氏
(沼和田)

差押え不動産を

公売します

市では、市税の滞納処分によって差押えた不動産を公売します。

公売は、ヤフー株式会社が提供するインターネット官公庁オークションにて行います。公売の手続きや詳細については、インターネット上のヤフー官公庁オークション及び収納課（市役所1階）で確認をお願いします。

公売物件①（土地及び建物）

所在地 若泉2丁目135番

地目 宅地

地積 139・27㎡

建物 倉庫平屋建

床面積 31・20㎡

公売物件②（土地）

所在地 沼和田488番7

地目 雑種地

地積 859㎡

《①②共通》

公売参加申込 2月13日(水)午後1時から26日(水)午後11時まで

入札期間 3月5日(火)午後1時から3月12日(水)午後1時まで

★お問い合わせは左記へ
★収納課 ☎1120